

## 臨時福祉給付金を支給します

平成26年4月からの消費税率の引上げに伴い、所得の低い方々への負担の影響を考え、暫定的・臨時的な措置として、「臨時福祉給付金」を支給します。

### ◆支給対象者

平成26年度分の住民税（均等割）が課税されない方

※ご自身を扶養している方が課税されている場合や、生活保護制度の被保護者となっている場合などは対象外。

### ◆支給額

給付対象者1人につき1万円

※給付対象者の中で、次に該当する方は5千円が加算されます。  
●老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金などを受給している方  
●児童扶養手当、特別障害者手当などを受給している方

### ◆申請期間

※当日消印有効

### ◆申請方法

8月1日～12月26日（金）

対象となる方は、平成26年1月1日時点で住民票のある市区町村に申請が必要です。

黒潮町では、支給対象と思われ

る方に7月下旬に案内書と申請書を送付しますので、申請期間内に役場担当窓口へ提出してください（郵送も可）。

### ◆給付方法

申請書受付後、審査のうえ、支給対象者の指定口座へ随時振り込みます。

### ○お問い合わせ

本庁 健康福祉課 福祉係

☎ 431-2116（課直通）

佐賀支所 地域住民課

総合窓口第2係

☎ 55-3112（直通）

## 子育て世帯臨時特例給付金

平成26年4月からの消費税率の引上げに伴い、子育て世帯の家計への負担を減らし、消費の下支え

るため、児童手当を受給している方に、「子育て世帯臨時特例給付金」を支給します。

### ◆支給対象者

次の2つの要件を満たす方

### ◆申請方法

8月1日（金）～12月26日（金）

対象となる方は、平成26年1月1日時点で住民票のある市区町村に申請が必要です。

黒潮町では、支給対象と思われ

※特例給付とは、児童1人当たり月額5千円が支給されること。

### 【扶養親族の数と所得制限限度額】

扶養親族	所得制限限度額
0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円
3人	736万円
4人	774万円
5人	812万円

られた児童は対象外。

### ◆支給額

対象児童1人につき1万円

### ◆申請期間

※当日消印有効  
8月1日（金）～12月26日（金）

### ◆申請方法

勤務先から交付された「申請書」と「受給証明書」を申請期間内に提出してください。

### ○お問い合わせ

本庁 住民課 住基戸籍係

佐賀支所 地域住民課

総合窓口第2係

☎ 431-2800（課直通）

申請書受付後、審査のうえ、支給対象者の指定口座（児童手当で登録している口座など）へ随時振り込みます。

### ◆給付方法

給対象者の平成26年1月分（平成26年1月1日生まれの児童は2月分）の児童手当・特例給付の対象となる児童

### ○お問い合わせ

本庁 住民課 住基戸籍係

佐賀支所 地域住民課

総合窓口第2係

☎ 55-3701（直通）

※「臨時福祉給付金」の対象となる児童や、生活保護制度の被保護者にあたる児童は対象外。

※申請・支給時に中学校を卒業している場合も対象児童に含む。

※平成26年1月1日以後に亡くな